

公告第 373 号
令和 5 年 3 月 9 日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 江頭 建彦

◎ 令和 5 年度任意継続被保険者の保険料について

当健康保険組合の被保険者は、退職時または継続雇用契約の終了後も任意継続被保険者として最長 2 年間残ることができます。

健康保険法および当健康保険組合の規約に基づき、任意継続被保険者に適用される令和 5 年度の標準報酬月額が 50 万円（注）です。

なお、健康保険料率は 1000 分の 9.2、介護保険料率は 1000 分の 1.7 です。

記

（標準報酬月額が 50 万円の場合の保険料）

健康保険料（月額）	46,000 円
介護保険料（月額）	8,500 円
合計	54,500 円

（注）

退職直前（継続雇用契約の終了直前を含む）の標準報酬月額が 50 万円より高い場合、任意継続被保険者としての標準報酬月額を 50 万円として保険料を計算します。

また、退職直前（継続雇用契約の終了直前を含む）の標準報酬月額が 50 万円よりも低い場合、低い方の標準報酬月額を基に保険料を計算します。

以 上